

診療所において変更を行う場合に必要な書類一覧
【医師又は歯科医師以外の者(医療法人など)が開設する診療所】

区分	変更内容	根拠法令	他に必要な申請・届出	備考	提出期限	使用様式
開設許可事項変更許可申請	敷地の面積及び平面図	法第7条第2項 規則第1条第3項			変更の4~2週間前まで	様式第6号
	建物の構造設備及び平面図		定款変更認可申請			
	歯科技工室の構造設備		歯科医業を行う場合			
	病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数(有床診療所で病床数を減少する場合を除く)		歯科医業を行う場合			
開設許可事項変更届出	開設者の住所及び氏名	令第4条第1項	定款変更認可申請	法人の場合は、主たる事務所の所在地	変更後10日以内	様式第10号
	名称		定款変更認可申請			
	診療を行おうとする科目					
	病床数及び病床の種別ごとの病床数並びに各病室の病床数(有床診療所で病床数を減少する場合)					
	定款		定款変更認可申請			
開設届出事項変更届出	管理者の住所及び氏名	令第4条の2第2項			変更後10日以内	様式第10号